

サステナブルファイナンス有識者会議

サステナブルファイナンスにおける情報開示 欧州等の動向とわが国への示唆

2021年2月10日

欧州等における「事業会社の情報開示」の状況

- EUにおける非財務情報の開示フレームワークは、2014年に公表された非財務情報開示指令(NFRD:Nonfinancial Reporting Directive)により規定。
- 指令では、従業員500人を超える大企業は、少なくとも環境、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止などに関連する事項に関する五つの事項(①ビジネスモデル、②デューデリジェンス・プロセスを含むポリシー、③ポリシーの結果、④主要なリスクおよびその管理方法、⑤非財務重要業績評価指標(KPI))を、経営報告書(Management Report)の中で Comply or Explain 原則に基づき開示することを定めている。
- 2017年6月には、企業がNFRDに基づく開示をする際に、有益で比較可能な情報を開示できるように、非財務情報ガイドライン(NBGs:Non-Binding Guidelines)が公表された。ただ、NBGsは、強制適用ではなく、各企業が任意で参考とするものという位置づけ。
- 環境要素の中でも気候変動が重視される情勢下、欧州委員会は2019年6月に気候関連開示ガイドライン(Guidelines on reporting climaterelated information)を公表。当ガイドラインは、NFRDに紐づくNBGsの補足という位置づけ。この内容はTCFD提言の内容と近似しているが、一部、NFRDの枠組みの中にあることによりTCFD提言と異なる点もある。例えば、TCFD提言では、「気候変動が企業に与えるインパクト」のみを考慮しているが、当該ガイドラインでは、「企業が気候変動に与えるインパクト」という視点が加わっている。当該ガイドラインでは、NFRDに準拠すべき約6,000社が開示すべき気候関連情報として、13の開示推奨項目と10のKPIを載せている。
- 他方で、欧州グリーンディールでは2021年第1四半期にNFRDの改正をすることも提案。2020年7月、欧州委員会は、この検討作業を欧州財務報告諮問グループ(EFRAG:European Financial Reporting Advisory Group)に委託。ただ、作業は遅れているとみられる。
- 2020年9月にはニュージーランドがTCFD提言に基づく開示の義務化を発表(適用開始は最も早く2023年の見込み)、同年11月には英国が2021年以降に段階的に義務化することを発表。フランスでは、TCFD提言が公表される以前からエネルギー移行法により気候変動情報開示が義務化。また、カナダやオーストラリアなどでも義務化提言が出ている。
- 米国でも、ウォーレン民主党議員らが2019年に気候変動情報開示法案を提出。SECに対し、上場企業に気候関連財務情報開示を義務化を要求する書簡を送付(2020年8月)している点には留意すべき。

「事業会社(上場企業)の情報開示」をめぐる論点

- 事業会社(上場企業)の情報開示が、サステナブルファイナンスの礎だとする点では、世界の見解は一致。
- 論点は次の各点にある。①強制開示か自主開示か、②気候変動フォーカスかESG全体か、③原則主義が細則主義か、④過去の実績開示か将来への予測・コミット開示か。
- 世界の潮流は以下の4つの流れ。わが国としては、そのいずれにも目配りしていくことが重要ではないか。

(1)TCFD提言をもとにした情報開示

(2)SASB、GRI、IIRCなど既存のイニシアチブに準拠した情報開示

(3)欧州の非財務情報開示規制に準拠した情報開示

(4)IFRS 財団が主導する、サステナビリティに関する国際的な報告基準に準拠した情報開示

(参考)これまでの経緯

- 2003年3月に「証券取引法施行令の一部を改正する政令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が施行され、2004年7月以降に提出する有価証券届出書及び2004年3月期の有価証券報告書から、「事業等のリスク」、「財務状態及び経営成績の分析」、「コーポレート・ガバナンスの状況」の3項目を非財務情報(定性的情報)として追加して記載するよう義務付けられることとなった。
- 2004年に成立した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」の検討過程では、企業の環境報告書発行を義務付ける案もあったが、最終的には、一定の公的法人(特定事業者)に対して環境報告書の作成・公表を義務付けるにとどまった。
- 2005年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)の改正で、2006年4月1日から、一定の企業に対して温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付けた(算定・報告・公表制度)。
- 2008年6月、自由民主党の地球温暖化対策推進本部の「最先端の低炭素社会構築に向けて」と題する中間報告では、「投資家が内在する炭素コストを踏まえて的確な投資判断ができるよう、地球温暖化対策推進法に基づき公表されるCO2排出量の算定結果や対策の実施状況について、有価証券報告書上でも公表を義務付ける。」旨を盛り込んだ。
- 2009年1月、同本部に企業環境情報開示プロジェクト・チームを設置し、検討したが、第171国会に提出された「低炭素社会づくり推進基本法案」では「政府は、低炭素社会づくりに配慮した事業活動が経済社会の幅広い主体から評価されるよう、温室効果ガスの排出の量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報の開示を促進する。」の条文となり、審議未了。
- 2018年7月、自由民主党一億総活躍推進本部の資本市場・ESG投資プロジェクトチームの提言では「ESG要素の情報開示に当たって、(1)法令(2)上場基準(3)自主的取り組み——のいずれによるのか、さらにはコーポレートガバナンスコードのように、Comply or Explainといった仕組みとするのか、それぞれのケースにつき効果の比較検証を行い、19年度中に方向性を明確にすること」が盛り込まれた。

(参考) わが国経済界の意見

環境立国のための3つの取り組み

2004年1月13日

(社)日本経済団体連合会

会長 奥田 碩

- (中略)企業はこうした取り組みを積極的に情報発信し、広くステークホルダーに配慮して経営を進めなくてはなりません。コミュニケーション手法も多様化しており、いわゆる環境報告書、CSR(企業の社会的責任)報告書などは、市場、消費者、投資家と企業を結ぶ上で重要な役割を果たしております。すでに日本経団連の会員企業でも300社以上が環境報告書等を策定・公表しておりますが、日本経団連は3年倍増をめざして、さらに多くの企業が環境報告書やCSR報告書などの策定・公表に取り組むよう、会員企業・団体に呼びかけるとともに、その動きをフォローアップしていきたいと考えております。
- また、環境経営の進め方や、その情報発信、コミュニケーション手法については、本来、企業の自主性、主体性が最大限に発揮されるべき分野であり、法制度のもとでの官(行政)の関与ではなく、民間の自主責任によって進められるべきものと考えております。

(参考)算定・報告・公表制度をめぐる議論

- わが国では、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に「地球温暖化対策の推進に関する法律の報告義務を措置済み」との記載がなされた。
- ただ、ここでの報告義務対象は、「自らの排出量」であって、TCFD提言が推奨する「財務影響」ではない点には留意したい。
- 一方、同法改正案の議論では、「電子システムによる報告を原則とし、また、事業所等の情報について、開示請求の手続なく公表する」が焦点になっている。
- 同法の「算定・報告・公表制度」は世界にも類を見ないユニークかつ先進的な制度。ただし、現状では企業単位ではなく、事業所単位の公表となっていることから、企業の排出量を把握することは容易ではない(電子化されていないため手作業等での集計を余儀なくされる)。また、各事業所等の排出実態に関わる詳細情報は、開示請求によってはじめて開示される。最近においては事例は生じていないが、「排出量の情報が公にされることで権利利益が害される恐れがあると思料される場合は権利利益の保護を請求することが可能」とされており、過去には開示請求が却下されることもあった。
- データが十分に整備されるなら、金融機関等が積極的に利用できる余地は大きい。

「金融機関の情報開示」をめぐる論点

- 金融機関も上場企業であれば、前述の「事業会社(上場企業)としての情報開示」が要請されるのは当然のこと。
- 他方で金融機関に特有の情報開示を想定する必要があるのではないか。
- 欧州は、「グリーンウォッシュ」や「サステナビリティウォッシュ」を回避するため(投資家保護、預金者保護の観点)、積極的に金融機関に特有の情報開示を制度化しようとしている状況。
 - ✓ 提供する金融商品のラベル認定
 - ✓ 運用するファンドや資産ポートフォリオの炭素濃度の計測と開示
 - ✓ 運用するファンドや資産ポートフォリオのタクソミーへの合致度の計測と開示
 - ✓ 提供する金融商品のインパクトの計測と開示
 - ✓ 金融当局とのコミュニケーションの対象となるシナリオ分析やストレステストの結果の開示
- わが国においては、こうした議論は未だほとんど行われていない状況。かつ、金融界からは追加的なコストが生じるので消極的な声も多数。ただ、脱炭素社会に民間資金を動員していくためには、透明性や信頼性を高めることも重要。わが国において、「金融機関に特有の情報開示」を制度化していくか、否かが論点となる。